

事務連絡
令和5年5月22日

関係保護者各位

沖縄県立久米島高等学校
校長 阿波連 守
(公印省略)

県指定販売サイト以外で学習端末を購入した場合の補助金申請方法について再周知

青葉の候、保護者の皆様におかれましては、ご健勝のこととお喜び申し上げます。
日頃から、本校の教育活動にご協力を頂き心から感謝申し上げます。

さて、みだしの件につきまして、令和4年4月7日配布の「県指定の販売サイト以外で学習端末を購入した場合の補助金申請方法について」にて学習端末購入の周知を行いました。県教育委員会より再周知の依頼があります。

県指定販売サイト以外で学習端末を購入されたご家庭は令和5年9月30日までの補助金申請をお願い致します。(申請期限を過ぎた場合、補助金の申請は受け付けられません。) 詳細につきましては、下記 QR コードまたは本校ホームページからご覧下さい。(4月7日に配布した資料と同一内容です)

本校においても2学期より学習端末を活用した授業が始まります。

つきましては、学習端末未購入のご家庭は端末の購入、または学校にて用意している貸出用端末の貸与(住民税非課税世帯対象)を申し出るよう、ご協力お願い致します。

また、学習端末に係るこれまでの配布資料は、本校ホームページの月別アーカイブからご覧いただけます。

お問い合わせ先 担当：伊計 貴洋 TEL：098-985-2233

県立高等学校 新1年生保護者等の皆さまへ

県指定の販売サイト以外で学習端末を購入した場合の補助金申請方法について

申請期間：R5.4.27～9.30（書類必着）



申請は電子申請システムの操作のみでは完了しません！

電子申請システムで必要事項を入力後、申請書類一式をダウンロードし、印刷して押印の上、教育庁教育支援課あてに提出する必要があります。

1 端末等を購入する前に、【よくある質問・注意事項】を参照し、補助の条件等を必ず確認してください。

【よくある質問・注意事項】に、よくある質問や注意事項（補助の対象とならない事例等）が記載されています。

購入前に、必ず確認してください。

2 県指定の販売サイト以外（家電量販店等）で購入

「学習端末の必要性能等」（県教委HPに掲載）を目安に購入してください。
※県指定の販売サイトの内容と比較することをおすすめします。

宛名入りの領収書（よくある質問・注意事項のQ9を参照）
を受けてください。
レシートで代替することはできません。

県教委HP



3 沖縄県電子申請システムにアクセス

右のQRコードから「沖縄県電子申請システム」にアクセスしてください。
（または 沖縄県ホームページ＞申請・手続き＞電子申請）
手続名：県立高等学校学習者用端末購入補助事業費補助金 交付申請

電子申請システム



4 沖縄県電子申請システムの手続申込

- (1) 「利用者登録をせずに申し込む方はこちら」をクリック。（利用者登録しても可能）
- (2) 説明を読んで「同意する」をクリック。
- (3) 連絡先メールアドレスを入力し、「完了する」をクリック。
→ 登録したメールアドレスあてに、補助金申請の入力画面のURLが届きます。

5 沖縄県電子申請システムへの入力

メールに届いたURLから開いた入力画面で、必要事項を入力してください。
以下の資料の画像データの添付が必要ですので、あらかじめ撮影してから入力作業を行ってください。

- ①領収書（よくある質問・注意事項のQ9を参照）
- ②通帳等（金融機関名、支店名、口座名義人及び口座番号が確認できるもの）
- ③学生証
- ④購入した機器の写真（箱から出して本体を撮影してください）

すべて入力し「確認へ進む」をクリック。修正がなければ「申込む」をクリック。

※この時点では申請手続は完了しません

6 申請書等の印刷・提出（郵送）



「申込完了」画面で「PDFファイルを出力する」をクリックすると、必要書類一式（申請書及び添付書類）が1つのPDFファイルとして出力されますので、保存してください。

PDFファイルの内容に誤りがないことを確認の上、**印刷し、教育庁教育支援課あてに郵送してください。（封筒に貼付する発送票もPDFファイルに含まれていますのでご利用ください。）**

【必要書類一式の内容】

- ①申請書兼請求書（様式第1号）
- ②様式第1号別紙
- ③債権者登録申請書
- ④領収書（原本）
- ⑤通帳等の写し
- ⑥学生証の写し
- ⑦購入した機器の写真
- ⑧依頼書（※振込口座の名義人を保護者等にする場合のみ提出）



①申請書兼請求書、⑧依頼書には、必ず押印してください。領収書は原本を送付してください。

7 補助金の振込み

申請書等を受領後、内容を審査し、補助金の交付決定等について、文書で通知します。
審査等に時間を要するため、補助金の振込みは12月以降になる見込みです。

※二重申請や無資格者の申請等による不適切な受給が確認された場合は、補助金の返還を命ずる場合があります。

よくある質問・注意事項

端末等を購入する前に、よく読んでください。



Q1 いつまでに申請すればいいですか？

A1 申請期間は、**令和5年4月27日から令和5年9月30日まで**となります。
電子申請システムへの入力及び申請書類一式の提出（郵送）を期限内に完了させてください。
期限を過ぎた場合、申請を受け付けることはできません。



Q2 新1年生以外も補助を受けることはできますか？

A2 **補助の対象は、新1年生のみで、1人1回限り**となります。新1年生以外は補助金を受けることはできません。



Q3 県指定の販売サイトで購入した場合も、補助の対象になりますか？

A3 県指定の販売サイトでは、県の補助によりあらかじめ15,000円値引きされた価格で販売していますので、補助金の申請が不要となります。
なお、県指定の販売サイトで端末を購入したうえで、県指定の販売サイト以外で端末等を購入した場合は補助金を受けることはできません。



Q4 入学前に購入した場合は、補助を受けることは可能ですか？

A4 **令和5年3月9日以降**に購入した場合は、補助を受けることができます。



Q5 補助金額はいくらですか？

A5 15,000円が補助の上限額となります。補助の対象となる経費が15,000円以上であれば、補助金額は15,000円となり、15,000円未満であれば、その実費額となります。
また、補助金の申請は1人1回限りとなりますので、申請を複数回行い、合計で15,000円の補助を受けることはできませんので、まとめて申請してください。
(例) 10,000円の機器（端末等）を購入して10,000円の補助を受けたあとに、5,000円分の機器（キーボード等）を追加で購入して5,000円の補助を受けるということはできません。



Q 6 どのような費用が補助の対象になりますか？

A 6 **端末本体（Chrome OS、Windows OS、iPadOS又はMacOSのいずれかを搭載していること）やキーボードの購入に係る費用**、端末本体やキーボードの保証に係る費用が対象となります。

※キーボードのみ購入した場合も補助の対象となります。

※保証は、端末本体・キーボードの購入に付帯するものに限ります。

※既に所有する端末の修繕費は補助の対象になりません。

※デスクトップ型のパソコンなど持ち運びできない端末（デスクトップ用キーボードも含む）は補助の対象になりません。



Q 7 Android OSの端末は補助対象になりますか？

A 7 セキュリティの観点から、**Android OSの端末は学校への持ち込みを認めておらず、補助の対象にしていません。**Chrome OS、Windows OS、iPadOS又はMacOSのいずれかを搭載している端末が補助の対象となります。



Q 8 個人売買（メルカリ、ヤフーオークション等の利用を含む）で端末等を購入してもいいですか？

A 8 セキュリティの観点から、**個人売買（ネットフリマ、ネットオークション含む）で購入した端末やAndroid端末を学校に持ち込むことはできません。また、補助の対象にもなりません。**



Q 9 領収書の代わりにレシートを提出してもいいですか？

A 9 領収書をレシートで代替することはできません。**宛名（生徒本人）、購入した機器名、金額及び販売店名**が記載された領収書の原本を提出してください。

また、補助の対象となる機器を購入したことがわかるようにしてください。

（「商品代として」や「パソコン代として」ではなく、「iPad代として」「Windows端末代として」のように、具体的に記載してください）

※宛名は保護者名でも可としますが、申請書に記載の保護者名と一致させてください。

※ネット通販などで領収書の発行ができない場合は、支払明細書（購入者・購入した機器名・金額・販売者が分かるもの）で代替することも可能です。

ご不明な点等ございましたら、お問い合わせください。



Q10 生徒本人または保護者以外の第三者が端末を購入した場合も補助対象になりますか？

A10 主たる生計維持者であれば補助の対象とします。



Q11 振込み先を申請者（生徒本人）名義の口座ではなく、保護者等の名義の口座とすることは可能ですか？

A11 原則として生徒名義の口座としますが、保護者等の名義とすることも可能です。その場合は、「依頼書」に押印のうえ、ご提出ください。



Q12 ポイントで値引きした場合（又は支払った場合）は、補助対象になりますか？

A12 各種ポイントは、「値引きと認められる経済上の利益」と考えられるため、各種ポイントは値引きであると整理されます。このことから、ポイントにより端末等を購入した場合は、**当該ポイント相当分**は生徒（保護者）の負担経費としてとらえることができないため、**補助の対象になりません。**



Q13 携帯電話の契約と合わせて端末を購入する場合は、補助対象になりますか？

A13 以下の条件を満たす場合は補助対象となります。

- ①売買契約であること。（リース契約ではないこと）
- ②契約額のうち、端末価格分（内訳）が明確に確認できること。
- ③分割払いを履行している事実確認ができること。
- ④分割払い完済前に解約した場合にも、端末が所有物として残り、残債務も履行する契約内容であること。（例えば、端末を返還して残債務が免除される内容の場合には補助対象になりません）

※上記内容が確認できる書類（契約書または明細書、口座引落の場合は通帳の写し、振込の場合は振込領収書等）を提出する必要があります。



Q14 申請手続は電子申請システムへの入力作業のみで完了しますか？

A14 **電子申請のみでは完了となりません。**

電子申請システムで作成される**申請書類一式を印刷し、必要箇所に押印のうえ、教育支援課あてに直接郵送**してください。

※ご自宅で印刷ができない場合は、コンビニ等で印刷してください。



Q15 キーボードは必要ですか？

A15 キーボード入力（タイピング）は、資料の作成などに必要な基本的な操作であり、情報活用能力の向上に欠かせないものです。学習端末についてはキーボード付きのものをご準備ください。



Q16 Officeソフトを購入する必要はありますか？

A16 沖縄県教育委員会がMicrosoft 365のライセンスを保有していますので、在学中は個人で購入する必要はありません。
※卒業後は、沖縄県教育委員会が保有するライセンスによる利用はできません。



Q17 購入する端末は性能以外に確認することはありますか？

A17 セキュリティを確保するため、以下の点に留意が必要です。

Chromebook（ChromeOSの端末）は、セキュリティ対策等のためOSの自動更新機能がありますが、更新期間が限られているため、在学中に更新期間が終了しないことを確認してください。（自動更新ポリシー<https://support.google.com/chrome/a/answer/6220366>）

WindowsOSは、Windows10以降（Windows10はWindows11にアップグレードできる機種であること）である必要があります。

iPadOSは、最新のOSにアップデートする必要があります。
（令和5年〇月時点の最新バージョン：〇〇）



Q18 どのOSを選べばいいですか？

A18 端末を用いた学習では、Microsoft365 や Google Workspace 等のクラウドサービスを利用するため、Chrome OS、Windows OS、iPadOS及びMacOSのいずれかのOSであれば、同様な環境で学習が可能です。それぞれのOSの特徴や価格などを考慮して、自分に合ったOSを選択してください。

ただし、いずれのOSでも在学期間中にセキュリティアップデートのサポート対象となるバージョンである必要があります。

また、学校によって、指定のOSを推奨する場合がありますので、ご注意ください。
※セキュリティの観点から、Android端末を学校に持ち込むことはできません。

前年度の申請で多く見られた不備等

1 申請書（紙）の提出漏れ

電子申請システムから出力されるPDFファイルを印刷し押印のうえ、書類を提出してください。
電子申請システムの入力作業のみ行い、紙の申請書を提出していない事例がありました。

2 領収書の不備

- ①宛名がない
- ②機種名や型番の記載がない（「商品代として」や「パソコン代として」ではなく、「iPad代として」「Windows端末代として」のように、具体的に記載してください）
- ③原本の提出漏れ

3 押印漏れ

「様式第1号 申請書兼請求書」及び「依頼書」に押印が必要となります。

4 補助対象経費の誤り

- ①Appleペンシル、カバー、Officeソフトなどは補助の対象になりません。
- ②税抜き価格ではなく、税込み価格を記載してください。

5 振込み先の「口座番号」、「支店名」及び「店番」の誤り

特に、ゆうちょ銀行の支店名は、那覇支店などの地名ではなく、「七〇八」等の漢数字となりますので、ご注意ください。

6 住所の記載漏れ

- ①市町村名以下の地名（泉崎など）や番地（〇丁目〇番〇号）の記載漏れ
- ②方書（マンション名・部屋番）の記載漏れ

7 申請者名（生徒名）が保護者名になっている

8 購入した端末等の写真に不備

箱から出した状態で、端末等本体の写真を添付してください。
箱の写真や通販サイトに掲載されている写真を添付する事例がありました。

9 県指定の販売サイトで購入した端末についての補助金申請

県指定の販売サイトは、補助金額15,000円があらかじめ差し引かれた価格となっており、補助金の申請をすることはできません。

10 電子申請の完了後に送付される「【沖縄県電子申請サービス】到達通知メール」を削除してしまった

整理番号及びパスワードが記載されており、申請内容を修正する際などに必要となりますので、補助金が支給されるまで削除しないでください。